

延長します—所得税などの

申告・納付期限

足利税務署・☎④3151

特措法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分の所得税の確定申告期間と重なるため、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告期限・納付期限を延長します。

延長『前』の期限

▼申告所得税・贈与税

3月15日(月)まで

▼個人事業者の消費税

3月31日(木)まで

延長『後』の期限

いずれも4月15日(木)まで

※申告所得税、個人事業者の消費税の振替納税を利用されている方の振替日も延長します。

福祉

就学援助制度

学校管理課・☎②2221

経済的な理由で就学困難な児童・生徒にノートや筆記具の学用品費などの一部を援助します。
対象 市内に住所があり、公立

ご利用ください

医療保険の各種サービス

▶人間ドック・脳ドック検診費用補助

保険年金課国民健康保険担当・☎②2147
高齢者医療担当・☎②2184

対象 市の国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入し、保険税や保険料に滞納のない方
※国保の場合、受診日に加入している35歳以上の方。

内容 ▷市指定医療機関＝定額検診費用額の概ね2分の1(上限3万円)

※市内医療機関のうち、人間ドックは10カ所、脳ドックは1カ所で受診できます。

▷市指定外医療機関(市外も可)＝定額検診費用額の1万円を上限

※人間ドックか脳ドックのどちらかを年1回。補助金額は千円未満切り捨て。

申込 事前に医療機関に予約の上、加入している保険の各担当へ電話

※特定健診・健康診査を受診される場合は、重複して補助はできません。

▶『あしかが路線バスの旅』参加者に生活路線バス回数乗車券を交付

保険年金課高齢者医療担当・☎②2184

対象 『あしかが路線バスの旅』参加者で、後期高齢者医療制度に加入し、保険料に滞納のない市内在住の方

内容 年間1回、千円分相当の生活路線バス乗車券を交付

申込 『あしかが路線バスの旅実施報告書』を健康増進課へ持参の上、保険年金課に申請

小・中学校に通学する児童・生徒の保護者で、経済的に困窮している方

内容 学用品費、修学旅行費、

学校給食費などの一部を援助

申込 申請書を児童・生徒の在籍する各学校

※申請書は各学校にあります。

交付しています

いきいきパスポート

元気高齢課・☎②2153

対象 65歳以上の市民

内容 生活路線バスの乗車料割

引(1回100円)、足利学校、

市立美術館などが入場無料、あ

しかがフラワーパークの入園料

が100円割引、ユナイテッド・

シネマアシコタウンあしかがで

売店利用時にキッズサイズの

ポップコーンプレゼント、愛の

ひまわり運動加盟店での提示で

5%割引などになるパスポート

持ち物 本人確認できるもの

申込 同課(本庁舎1階16番窓

口)または各公民館(織姫・助

戸を除く)、総

合福祉センター、

各幸楽荘



あん摩などの施術費助成

元気高齢課・☎②2153

対象 75歳以上の方、身体障害

者手帳の1級・2級の方、65歳

以上75歳未満の後期高齢者医療

被保険者、要支援1以上の方、

介護予防・日常生活支援総合事

業の対象者

内容 医療保険適用外の施術を

受ける料金の一部を助成

助成額 1回800円の助成券

※年間4回。

申込 それぞれ該当する健康保

険証、身体障害者手帳、介護保

※本号に掲載している事業やイベントなどは、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期や中止になる可能性があります。

映像のまち通信 Vol.75



映像のまち推進課・☎2260

ユナイテッド・シネマ アシコタウンあしかが
今日の**松下支配人お勧め映画**◆◆

騙し絵の牙



© 2020「騙し絵の牙」製作委員会

公開中

2018年本屋大賞ランクインのベストセラー小説が待望の映画化!

▽ 険証などを持って同課(本庁舎1階16番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)

お忘れなく!

国民健康保険の手続き

保険年金課・☎2147

3月から4月は、会社の就職・退職、大学の入学・卒業などの異動の時期です。同保険に変更が生じた方は必ず手続きをしてください。

手続きが遅くなると、医療費などを返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

届出場所

▽ 市民課(本庁舎1階)

▽ 行政サービスセンター(コムファースト・ショッピングセンター(アピタ足利店)2階)

▽ 各公民館(織姫・助戸を除く)

持ち物

▽ 加入するとき 社会保険などの離脱証明書、世帯主と加入する方全員のマイナンバーを確認できるもの、各種医療費

受給者証(受給者のみ)

▽ 脱退するとき 世帯主と脱退する方全員のマイナンバーを確認できるもの、加入した社会保険などの全員分の保険証、各種医療費受給者証(受給者のみ)

▽ 大学などに入学するために市外に転出するとき 入学証明

証など入学することがわかるもの、世帯主と就学する方のマイナンバーを確認できるもの、国民健康保険証

※転出届と同時に、手続きをしてください。

▽ 学生用保険証の交付を受けていた方が卒業したとき 世帯主と就学していた方のマイナンバーを確認できるもの、国民健康保険証

※いずれの場合も、届出人の身分証明書をお持ちください。

※就職して社会保険などに加入した場合は、社会保険証も持参。

※学生ではなくなったが、市外に住所があるままで社会保険などに加入していない方は、住所地で国民健康保険に加入する手続きをしてください。また、本市へ脱退の手続きを必ず行ってください。

する学校が変わった方、日本年金機構からはがき形式の申請書が届いていない方

内容 同保険料の納付を先送り

申請方法 同課(本庁舎1階15番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)で申請

※毎年度申請が必要です。

持ち物 マイナンバーが基礎年金番号が確認できる書類、学生証(コピーの場合は両面)または在学証明書、会社などを退職して学生になった場合は雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証

▽ 前年度承認され、引き続き同じ学校に在学している方は: 日本年金機構から郵送されたはがき形式の申請書に必要事項を記入して投函

※学生以外の方にも、同保険料の免除制度や納付猶予制度があります。

● 詳しくは、日本年金機構栃木年金事務所(☎0282-222-4131)

国民年金保険料の

学生納付特例制度

保険年金課・☎2148

対象 同保険料の納付が困難な学生で、新しく学生になった方、前年度申請しなかった方、在学



Pick Up!

お知らせ

税

福祉

募集

子育て

健康

働く

講座教室

イベント

施設

相談